

○経済産業省告示第二百二十四号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第一条第五項第四号の規定に基づき、平成二十六年経済産業省告示第百七十号（中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を指定する件の一部を改正する件）を次のように改正する。

平成二十六年十一月十七日

経済産業大臣 宮沢 洋一

災 害 名	地 域	指 定 の 期 間
平成二十五年台風二十六号による災害	東京都 大島町	平成二十五年十月十六日から 平成二十七年二月十四日まで

○特許庁告示第十号

工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二十二年法律第三十号）第三十七条の規定に基づき登録調査機関として登録した株式会社先進知財総合研究所から、登録調査機関の調査業務を行う事務所の所在地を変更する届出があつたため、同法第三十九条において準用する同法第三十四条第二号の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十六年十一月十七日

特許庁長官 伊藤 仁

登録番号	登録調査機関の名称	変更後の調査業務を行う事務所の所在地
第6号（2）	株式会社先進知財総合研究所	株式会社先進知財総合研究所 （本社）
第15号（1）		東京都港区芝四丁目4番10号 （目黒支所）
第23号（1）		東京都品川区上大崎三丁目3番1号 （関西支社 京都事務所）
第25号（1）		京都府京都市中京区車屋町通御池下る梅屋町 361番1 （関西支社 大阪事務所）
第36号		大阪府大阪市中央区北浜2丁目2番22号
第42号		
第46号		

○海難審判所告示第二号

海難審判法第五十一条の規定により、次の小型船舶操縦免許証の無効を宣する。

平成二十六年十一月十七日

長崎地方海難審判所理事官 鎌倉 保男
小型船舶操縦士の本籍、氏名、生年月日
熊本県

盛下 健二
昭和二十六年九月二日生
免許証の種類及び番号
小型船舶操縦免許証
第八一〇〇八六〇三一九四七二号
免許証の交付年月日
平成十三年七月九日

○海難審判所告示第三号

海難審判法第五十一条の規定により、次の小型船舶操縦免許証の無効を宣する。

平成二十六年十一月十七日

神戸地方海難審判所理事官 宮川 尚一
小型船舶操縦士の本籍、氏名、生年月日
青森県

高島 茂之
昭和十六年十二月十一日生
免許証の種類及び番号
小型船舶操縦免許証
第〇四〇八〇三〇五七五〇五一号
免許証の交付年月日
平成二十年八月十五日

○環境省告示第百二十五号

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号）第三十三条第一項の規定に基づき、汚染状況重点調査地域の指定を解除したので、同条第二項において準用する同法第三十二条第四項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成二十六年十一月十七日

環境大臣 望月 義夫

一 汚染状況重点調査地域の指定を解除した年月日
平成二十六年十一月十七日

別表トリクロロエチレンの項中「0.03mg/L」を「0.01mg/L」に改める。

二 汚染状況重点調査地域の指定を解除した区域
福島県の区域のうち、三島町の区域

別表トリクロロエチレンの項中「0.03mg/L」を「0.01mg/L」に改める。

○東北地方整備局告示第百五十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年十一月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年十一月十七日
路 線 名 供 用 開 始 の 区 間
四十五号 東松島市大塩字旗沢七八番三から同市大塩字旗沢六〇番
二まで 東北地方整備局長 縄田 正
台河川国道事務所

供用開始の期日 平成二十六年十一月十七日

○近畿地方整備局告示第百九十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年十一月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年十一月十七日
路 線 名 一般国道
道路の種類 一般国道
道路の区域

近畿地方整備局長 森 昌文

（一）道路の種類 一般国道
（二）道路の種類 一般国道
（三）道路の種類 一般国道

変更前 敷地の幅員 延長
後別 敷地の幅員 延長

福知山市字土師小字梅原一七八番二六から同市字土師小字梅原一七八番二三まで
（四）図面縦覧場所 近畿地方整備局及び同局福知山河川国道事務所

近畿地方整備局長 森 昌文

○近畿地方整備局告示第百九十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年十一月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年十一月十七日
路 線 名 一般国道
道路の種類 一般国道

近畿地方整備局長 森 昌文

（一）道路の種類 一般国道
（二）道路の種類 一般国道
（三）道路の種類 一般国道

近畿地方整備局長 森 昌文